

高萩市週休2日制促進工事に関するQ&A（令和7年4月）

高萩市企画総務部総務課

Q 1 週休2日制促進工事の対象かどうかを知るにはどうすればいいのか。

A 1 週休2日制促進工事は「特記仕様書」に対象工事であるかが記載されておりますので、必ず「特記仕様書」を確認のうえ入札に参加してください。

Q 2 祝日はどのような取扱いになるか。

A 2 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には現場閉所扱いとなります。

Q 3 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 3 夏季休暇及び年末年始休暇は現場閉所扱いとはなりません。なお、夏季休暇は原則3日間（土日以外の任意の3日間）、年末年始休暇6日間（12月29日～1月3日※土日祝日を含む）を想定しています。

Q 4 雨天等により休工を決定した当日の朝、その日を現場閉所日にできるのか。

A 4 事前に協議を行えば悪天候が理由であっても振替現場閉所日として認められます。ただし、現場事務所等で事務作業などを実施した場合は現場閉所となりません。また、現場作業開始後に降雨のため作業を中止する場合は作業を実施しているので現場閉所とはなりません。

Q 5 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日促進工事として認められないことになるのか。

A 5 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日促進工事の対象日から除きます。したがって、振替現場閉所日を設ける必要はありません。

Q 6 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われるか。

A 6 原則1日単位での実施となるため0.5日閉所は扱えません。

Q 7 同一週内における“週”とは、何曜日から何曜日までと決まっているか。

A 7 日曜日で始まり土曜日で終わる一連の7日間を、ここでいう“週”の単位としています。そのため、土曜日に工事をする場合の振替現場閉所日については、原則として前5日間内に、日曜日に工事をする場合においては後5日間内に振替閉所日設けることとなります。なお、土曜日については、前5日間内に振替閉所日設けることが困難な場合には、翌週内に設けることも可能としています。

Q 8 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A 8 週休2日の確保を理由にした工期延伸は認められません。ただし、次に示すような場合は、必要に応じて発注者と協議してください。

- ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q 9 週休2日制促進工事の対象工事で、週休2日を達成できなかった場合はどうなるのか。

A 9 週休2日制促進工事を達成できなかった場合は、経費補正相当額について減額とする変更契約を行います。